

令和8年度 栃木県事業承継支援補助金

県内の中小企業の優れた技術を次世代に引き継ぎ、安定した雇用の場を確保するため、中小企業者が行う専門家を活用した事業承継を支援します。

対象者

県内に本店を有する中小企業者（個人の場合、県内に住所を有する者）

* 栃木県内の中小企業者をM&Aにより買収する場合に限り、県外に本店を有する中小企業者も対象とします。

補助対象経費

有機一体としての経営資源（設備、1名以上の従業員、顧客等）の引継ぎが行われる事業承継に向けて、特定の業務を、弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、中小企業診断士等の専門家に委託した経費

（対象となる専門家委託業務の例）

- ・ 株価など企業価値の算定や贈与税・相続税のシミュレーション
- ・ デューデリジェンスの実施
- ・ 最終契約書やレビューの作成
- ・ 最終契約書等に基づく労務関連手続き
- ・ 代表者の変更や、最終契約書に基づく変更登記 等

補助率

補助対象として認められる経費の2分の1以内

補助限度額

50万円

申請期間

未定



詳細が決まり次第県ホームページ上で御案内します。

問い合わせ先：栃木県 産業労働観光部 経営支援課 中小・小規模企業支援室
TEL : 028-623-3173